

平成 29 年度

私立幼稚園 しゅうえんしょうれい 就園奨励制度について

この制度は、多くの子どもが幼児教育に恵まれるよう、私立幼稚園に通う児童の保護者の経済的負担を軽減するものです。新潟市が国の補助を受けて幼稚園に補助金を交付し、幼稚園は保護者の保育料を減免します。



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

1 補助の対象となる方

新潟市に住所を有し、平成 29 年度市民税 しよとくわり 所得割課税額が、
次ページの基準以下の世帯の方。

- ◆本年度の市民税所得割課税額が分からない方も申請できます。
- ◆税額は、父母および家計の主宰者の合計額（住宅ローン控除適用前の税額）です。

「家計の主宰者」とは

同居の家族で、今年度の市民税課税額が最も多い人をいいます。父母以外の同居の祖父母等が最多納税者である場合はこれにあたり、その方の税額も合算します。おじ・おばは含みません。

※ただし、「子ども・子育て支援新制度」に移行した園に在園している方は対象外です。

2 提出書類

	提出書類	提出が必要な方
1	「平成 29 年度新潟市私立幼稚園 就園奨励費補助金 申込書」	申請者全員（園児 1 人につき 1 通提出）

下記 2～4 は、該当する方のみ提出

2	「平成 29 年度 市・県民税課税(所得)証明書」 (父、母、同居の祖父母・曾祖父母)	①平成 29 年 1 月 1 日現在、他市町村に居住していた方 ②市が税額を確認することに同意しない方
3	「生活保護受給証明書」	生活保護を受けている方
4	住宅ローン控除の金額が分かる書類（納税通知書など）の写し	平成 29 年 1 月 1 日現在、他市町村に居住し、市町村民税の住宅ローン控除を受けている方

- ◆平成 29 年 1 月 1 日現在、本市に居住していた方は、本市が課税内容を確認しますので、上表 2、4 は不要です。（申込書に押印が必要です）

3 提出・問い合わせ

提出先 在園している幼稚園

提出期限 平成 年 月 日

問い合わせ _____ 幼稚園 担当 _____ 電話 _____

7 月以降の申請は、受付月からの適用となりますので、ご注意ください。

4 世帯の所得区分

まず、この表で世帯の所得区分（A～E）を確認し、次の⑤補助の上限額で補助の上限額を求めます。（扶養人数が6人以上の場合はお問い合わせください）
税額の確認方法は⑦税額の確認方法をご覧ください。

①19歳未満の扶養親族の数 ※年齢は H28.12.31 現在			②世帯の所得区分 ※父と母（および家計の主宰者）の市民税所得割額の合計で判定				
計	16歳未満 (H13.1.2～H28.12.31 生)	16歳以上19歳未満 (H10.1.2～H13.1.1 生)	A	B	C	D	E
0人	0人	0人	生活保護世帯	市民税所得割 非課税世帯	～34,500円	～171,600円	171,600円超
1人	1人	0人	〃	〃	～55,800円	～191,400円	191,400円超
2人	1人	1人	〃	〃	～66,900円	～198,600円	198,600円超
	2人	0人	〃	〃	～77,100円	～211,200円	211,200円超
3人	1人	2人	〃	〃	～78,000円	～205,800円	205,800円超
	2人	1人	〃	〃	～88,200円	～218,400円	218,400円超
	3人	0人	〃	〃	～98,400円	～231,000円	231,000円超
4人	1人	3人	〃	〃	～89,100円	～213,000円	213,000円超
	2人	2人	〃	〃	～99,300円	～225,600円	225,600円超
	3人	1人	〃	〃	～109,500円	～238,200円	238,200円超
	4人	0人	〃	〃	～119,700円	～250,800円	250,800円超
5人	1人	4人	〃	〃	～100,200円	～220,200円	220,200円超
	2人	3人	〃	〃	～110,400円	～232,800円	232,800円超
	3人	2人	〃	〃	～120,600円	～245,400円	245,400円超
	4人	1人	〃	〃	～130,800円	～258,000円	258,000円超
	5人	0人	〃	〃	～141,000円	～270,600円	270,600円超

5 補助の上限額

在園月数や実際の保育料の負担額などにより、補助金額が異なる場合があります。

◆上記4の所得区分（A～E）と、園児が第何子かにより決まります。

（園児1人／年）

世帯の所得区分		A	B	C	D	E
園児が第何子か	第1子	308,000円	272,000円※1	139,200円※2	—	—
	第2子	308,000円	308,000円	223,000円※1	—	—
	第3子以降	308,000円	308,000円	308,000円	—	—
A・B・C区分の場合 (兄や姉の年齢制限なし)	第1子	—	—	—	62,200円	0円
	第2子	—	—	—	185,000円	154,000円
	第3子以降	—	—	—	308,000円	308,000円
D・E区分の場合 (小学校3年生以下の 兄や姉から数える)	第1子	—	—	—	—	—
	第2子	—	—	—	—	—
	第3子以降	—	—	—	—	—

表中の※1及び※2の金額は、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等については、下記のとおりとなります。
※1・・・308,000円 ※2・・・272,000円

6 補助金額の出し方

例

父 市民税所得割額 162,000円

母 市民税所得割額 53,600円

世帯計 215,600円

<扶養親族>

姉 中学校2年生 (13歳)

兄 小学校3年生 (8歳)

園児 幼稚園年中 (4歳)

姉は中学校2年生なので、D・E区分では人数に数えません。(A・B・C区分では数えます)

左の例の場合の補助金額の出し方

(1)まず、④世帯の所得区分を確認します。左の例では、

- 16歳未満の扶養親族が3人
 - 16～19歳の扶養親族が0人
 - 世帯の合計税額が215,600円
- 世帯の所得区分は「D」

(2)次に⑤補助の上限額を確認します。

- 所得区分がDなので、小学校3年生以下の兄や姉から数える
 - 兄(小学校3年生)・・・第1子
 - 園児本人(幼稚園)・・・第2子
- 園児はD区分の第2子で、補助金額は年185,000円

7 税額の確認方法

市民税の所得割額は、「市・県民税課税(所得)証明書」(有料)で確認できます。

なお、「納税通知書」や「特別徴収税額の決定通知書」にも記載されていますが、税証明としては使用できませんのでご注意ください。

◆「市・県民税課税(所得)証明書」 ※新潟市課税の方は提出不要です。

新潟市で課税されている方の証明書は、市税事務所市民税課、税務センター、出張所、連絡所、行政サービスコーナー(古町・亀田・山の下・新津)で発行しています。

申請について、詳しくは各取り扱い窓口にお問い合わせください。

◆「納税通知書」(3 ページ) ※普通徴収(自営業など)の方に市から6月頃郵送されます。

平成 年度分の市民税・県民税 課税の基礎 その2

様

課税標準額(円)		
----------	--	--

区分	市民税分(円)	県民税分(円)
算出税額		
税額控除等		
所得割額		
均等割額		

年 税 額(円)	
給与特別徴収税額(円)	
年金特別徴収税額(円)	
普通徴収税額(円)	
控除不足額(円)	

住宅ローン控除額の記載欄

市民税所得割額の記載欄

これらは新潟市の書式ですので、他の市町村では内容が異なる場合があります。ご了承ください。

◆「特別徴収税額の決定通知書」 ※特別徴収(会社勤務など)の方に勤務先から6月頃配付されます。

平成 年度 給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①
	給与所得		
	その他の所得計		

所得控除	雑損	障・寡・勤	控老	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越控除
	医療費	配偶者	特同	同老16歳未満	同特他	未済年寄
	社会保険料	配偶者特別	配	定老人	その他	同特他
	小規模企業共済	扶 養 基 礎				未済年寄
	生命保険料					障
	地震保険料	所得控除合計②				障
(摘要)						障

税	税額控除前所得割額④	
市民税	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
県民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
額	特別徴収税額⑧	
	控除不足額⑨	
	既充当額⑩	
	既納付額⑪	
	差引給付額(⑧-⑩-⑪)	
	変更前税額⑫	
	増減額(⑫-⑬)	
	変更月	

住宅ローン控除額の記載欄

市民税所得割額の記載欄

8 よくいただくご質問とその回答

1 補助制度の内容について

(1)	年収がどれくらいまでの世帯が、補助金の対象になりますか。	各世帯によって控除の額や扶養親族の人数が異なりますので一概には言えませんが、国が示す基準では、第1子の場合は父・母・子ども2人の世帯で年収約680万円以下の世帯が補助金に該当すると想定しています。なお、第2子、第3子以降については所得にかかわらず補助の対象となります。
(2)	園児の上に小学4年の兄と小学2年の姉がいますが、園児は第何子となりますか。	2ページ「4 世帯の所得区分」が、①A・B・C区分の場合と②D・E区分の場合で異なります。①A・B・C区分の場合は第3子、②D・E区分の場合は第2子として補助金額を算定します。(小学校4年生以上の兄や姉を数えるかどうかは①と②で異なるため)
(3)	補助金は、いつごろ支給されますか。	6月末までに幼稚園に申請した方の分の補助金は、12月に市から幼稚園に支払います。幼稚園から保護者の方への支給方法や時期は幼稚園により異なりますので、幼稚園にご確認ください。また、年度途中に入園された方は年度末に園に支払います。なお、年度途中で退園された方には、差額を返納いただく場合があります。
(4)	交付された金額が、補助金額の表に載っていた額より少ないのですが、なぜですか。	①年度の途中で入園(退園)した、②今年度の年間の保育料と入園料の合計額が、補助金の上限額に満たなかった、などの理由が考えられます。不明な場合は、幼稚園にご確認ください。
(5)	子ども・子育て支援新制度に移行した園は、就園奨励費補助金が出ないのですか。	平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」に移行した園は、世帯の所得状況に応じた保育料になっていますので、就園奨励費補助金による戻りはありません。(初めから就園奨励費相当分が軽減された保育料となっています)

2 世帯の状況について

(1)	新潟市に居住していますが、住民票は別の市にあります。新潟市で補助されますか。	新潟市では、原則として新潟市に住民票のある方のみ補助の対象としています。それ以外の方は、住民票のある市町村での補助となります。ただし、特別な事情があり住民票を移すことができない方は、新潟市で補助対象となる場合がありますので、幼稚園にご相談ください。
(2)	祖父母とは同居していますが、生計は別です。祖父母の税額は合算されますか。	祖父母と生計が別でも、同じ家に居住されている場合や、公共料金の請求が一緒の場合は同居と考え、税額を合算しています(※父や母より税額が高い方1人のみ)。 ①二世帯住宅で、②公共料金の請求が別 の場合は別居と考え、合算しません。
(3)	年度の途中で離婚(再婚)しました。補助金額は変わりますか。	離婚(再婚)された月以降の状況で再判定しますので、変更後の世帯状況で申込書を再度記入し、速やかに幼稚園に提出してください。

3 市民税所得割額について

(1)	市民税所得割額は、何をみれば分かりますか。	「課税証明書」のほか、「納税通知書」または「特別徴収税額の決定通知書」に記載されています(前ページ参照)。なお、年末調整後に交付される給与所得の源泉徴収票は所得税(国税)の帳票ですので、市民税の額は記載されていません。
(2)	税の書類が見当たりません。市民税の額が分からなくても申請できますか。	申請できます。ただし、他の市町村で課税されている方は、課税市町村(H29.1.1に居住していた市町村)で発行される平成29年度の課税証明書の提出が必要です。
(3)	市外から課税証明書を取り寄せて提出します。母は専業主婦ですが、父と母両方の課税証明書が必要ですか。	父と母、両方の課税証明書(又は非課税証明書)のご提出をお願いします。これは、市町村により課税証明書に記載されている内容が異なるため、例えば母が父の扶養となっている世帯でも、父の課税証明書だけでは母の課税状況が分からない場合があるためです。
(4)	祖父母の税額が合算されるのはどういう場合ですか。	園児と同居する祖父母や曾祖父母で、父や母より税額が高い方がいる場合です。例えば、祖父の税額が一番高い場合、祖父を「家計の主宰者」と考え、父、母、祖父の合計額で判定します。
(5)	父が海外に赴任中のため日本で課税されていません。何を提出すればよいですか。	昨年1年間(H28.1.1~12.31)の収入と控除の金額が分かるもの(赴任先で取得できる公的な証明書や、勤務先が発行する給与証明など)を提出してください。入手が難しい場合は、任意の様式に書き出したもので結構です。それらを基に市が税額を試算し、補助金の額を算定します。
(6)	補助金の申請書を幼稚園に提出したら、後日、税の申告をするように言われました。どうしたらよいですか。	次のような理由で、新潟市に税の情報がないと考えられます。お住まいの区の税担当課で申告をし、その申告書の写しを幼稚園に提出してください。 <考えられる理由>「自営業でまだ申告していない」「昨年1年間、収入がなかったので、年末調整や申告をしていない」「専業主婦だが父の扶養から外れていた」など。